### 第17回 埼玉県新型感染症専門家会議 次第

日時 令和2年11月30日(月) 18時30分~20時00分 会場 危機管理防災センター本部会議室

- 1 開会
- 2 議事 新型コロナウイルス感染症 現状の分析・評価と今後の対応
- 3 閉会

#### 配布資料一覧

- 1 出席者名簿
- 2 ご議論いただきたいポイント
- 3 配席図
- 4 埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱
- 5 説明資料1 PCR検査等の現状
- 6 説明資料2 陽性率の推移
- 7 説明資料3 陽性者数と退院・療養終了者数の推移
- 8 説明資料4 3週間の発生動向について(年齢別)
- 9 説明資料 5 人口 1 0 万人あたりの新規陽性者数 (1 週間ごと)
- 10 説明資料6 発表者数と発症者数の比較
- 11 説明資料7 年齢別発症者数等
- 12 説明資料8 福祉施設クラスターへの対応
- 13 説明資料 9 会食・夜の街の状況(第二波以降)

- 14 説明資料 10 夜の街・会食関連の感染と Go To キャンペーンへの対応
- 15 説明資料 11 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について
- 16 説明資料 12 病床使用率の推移等
- 17 説明資料 13 分科会モニタリング指標(他県比較)
- 18 説明資料 14 ステージⅢ相当になった際の対応
- 19 説明資料 15 家庭内感染防止対策について

### 埼玉県新型感染症専門家会議出席者名簿

#### 【委員(敬称略 五十音順)】

岡部 信彦 川崎市健康安全研究所 所長

金井 忠男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授

坂木 晴世 国立病院機構西埼玉中央病院 専門看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター 教授

#### 【県側参加者】

大野 元裕 知事

森尾 博之 危機管理防災部長

山﨑 達也 福祉部長

関本 建二 保健医療部長

加藤 和男 産業労働部長

星 永進 保健医療部 参事

本多 麻夫 保健医療部 参事

岸本 剛 衛生研究所 副所長

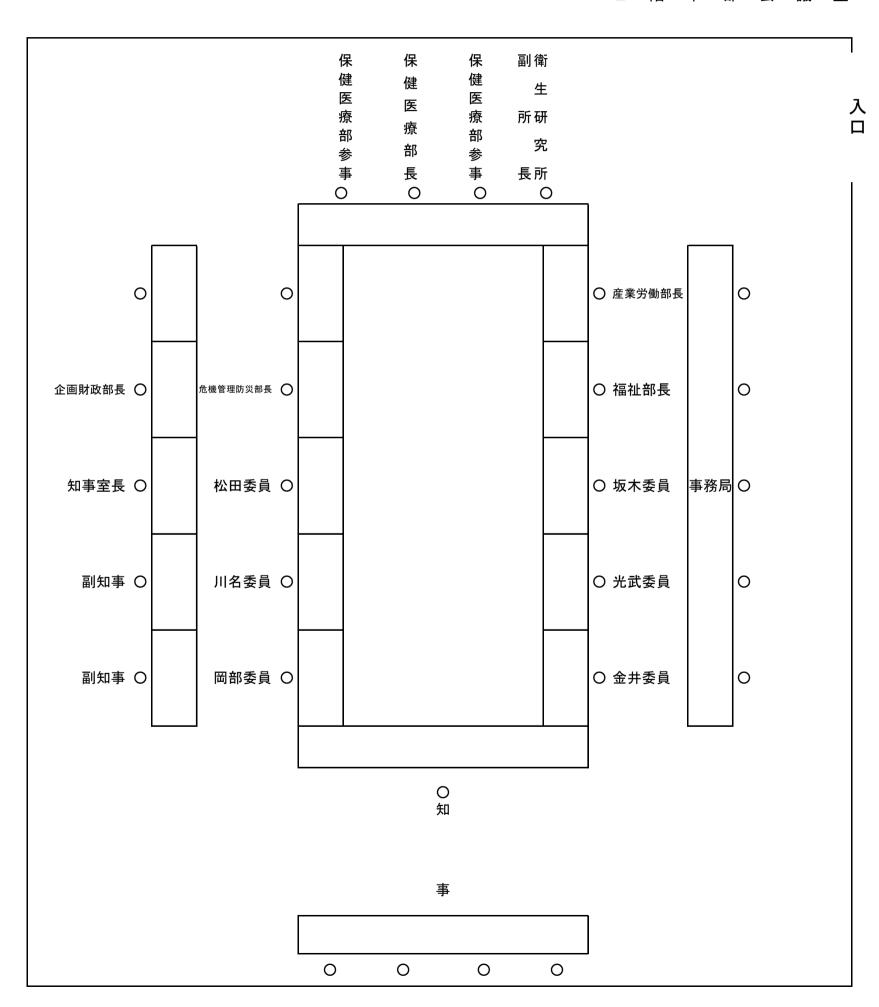
#### ご議論いただきたいポイント

埼玉県の現状分析・評価を踏まえた今後の対応について

- ア 現状の分析・評価
- イ 福祉施設クラスターへの対応について
- ウ 夜の街・会食関連の感染と Go To キャンペーンへの対応の埼玉県の考え方
- エ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について
- オ ステージⅢ相当になった際の対応と現在の県民への抑制の呼びかけの考え方
- カ 家庭内感染の防止対策について

## 第17回埼玉県新型感染症専門家会議 座席表

令 和 2 年 11 月 30 日危機管理防災センター2 階 本 部 会 議 室



#### 埼玉県新型感染症専門家会議設置要綱

(目的)

第1条 新型コロナウイルス感染症等の発生状況等を踏まえ、本県の実情に合った対策を検討するために、県内外の感染症 の専門家からなる「埼玉県新型感染症専門家会議」(以下「専門家会議」という。)を設置する。

(項目)

- 第2条 専門家会議は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。
- (1) 新型コロナウイルス感染症等に関する県の医療体制に関すること
- (2) 今後取り組むべき感染拡大防止策に関すること
- (3) その他必要とする項目に関すること

(組織)

- 第3条 専門家会議は、別紙に掲げるメンバーをもって構成する。
- 2 主宰は知事が行う。
- 3 主宰に事故あるとき又は主宰が欠けたときは、主宰があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門家会議は主宰が招集し、意見を聴く項目を提示し、会の進行を行う。

(会議の公開・非公開)

第5条 専門家会議は原則非公開とする。

(事務局)

第6条 専門家会議の庶務は、保健医療部保健医療政策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、主宰が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

#### 別紙 (第3条関係)

岡 部 信 彦 川崎市健康安全研究所 所長

金 井 忠 男 埼玉県医師会 会長

川名 明彦 防衛医科大学校 教授

<内科学(感染症・呼吸器)>

坂 木 晴 世 独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院

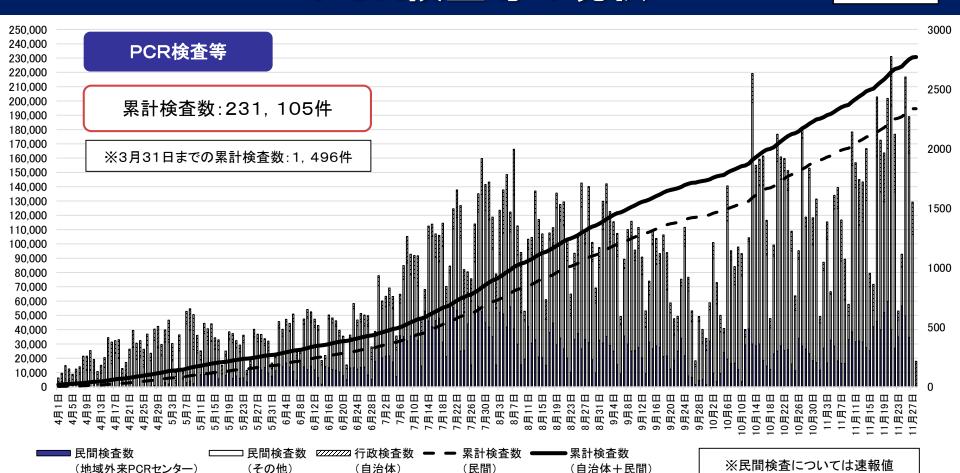
感染管理認定看護師

松田 久美子 埼玉県看護協会 会長

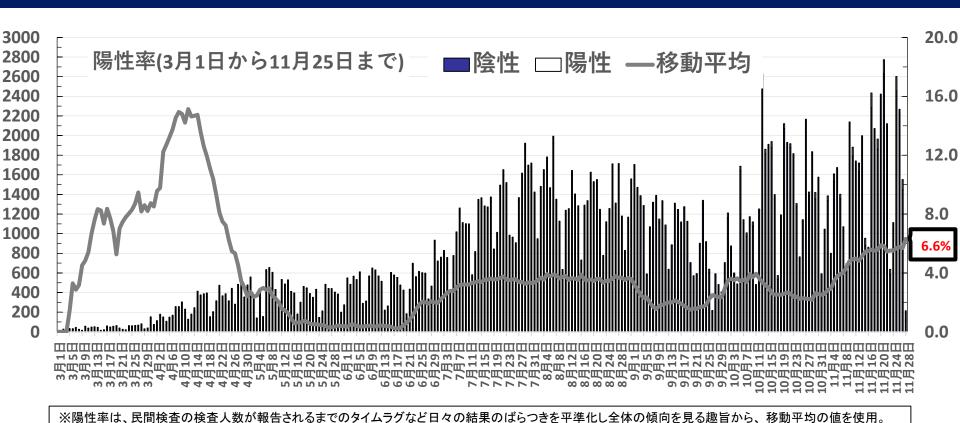
光武 耕太郎 埼玉医科大学国際医療センター教授

<感染症科・感染制御科>

## PCR検査等の現状



## 陽性率の推移

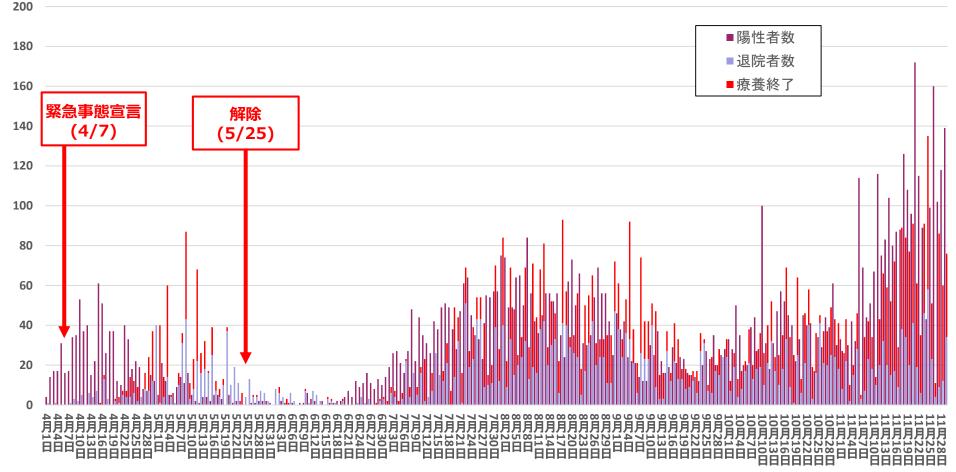


「過去7日間に判明した陽性者数」を「過去7日間に判明した陽性者数と陰性者数の和」で除した値を、その日の「陽性率(移動平均)」としている。

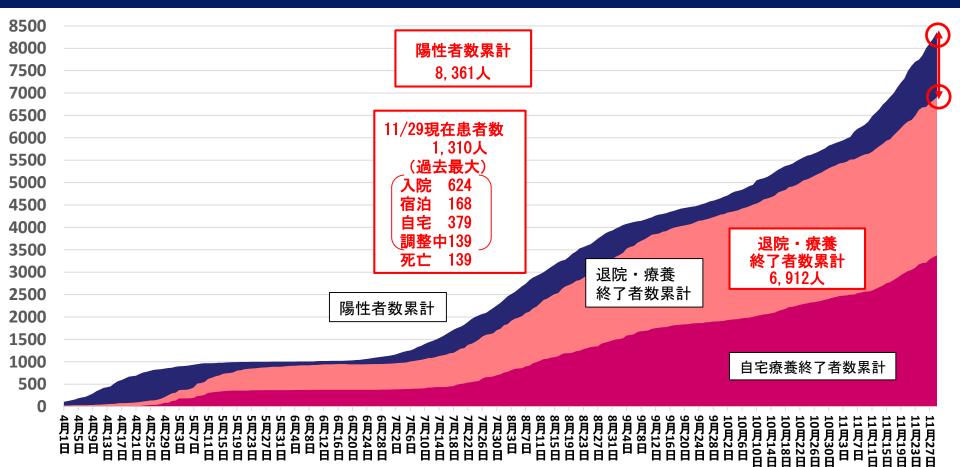
※民間検査分は速報値であるため、遡って数値を修正する場合がある。

※陰性確認のための検査は含まれていない。

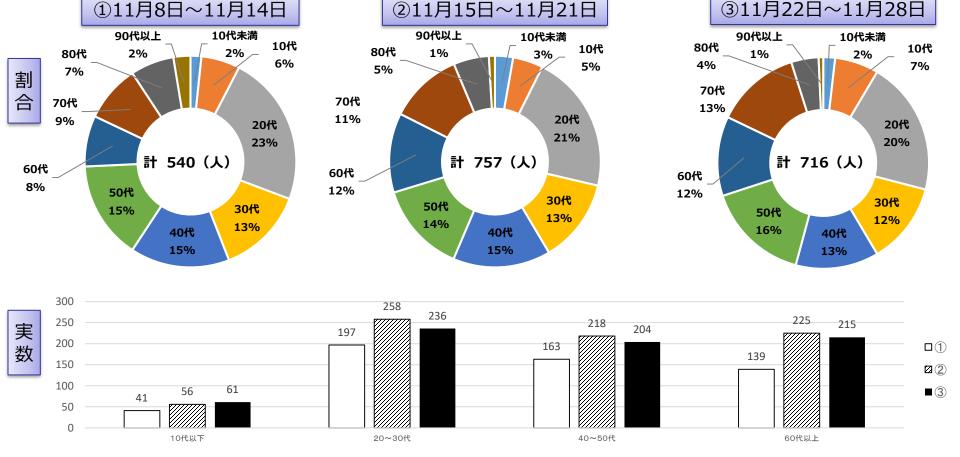




# 陽性者数と退院・療養終了者数の推移(累計)

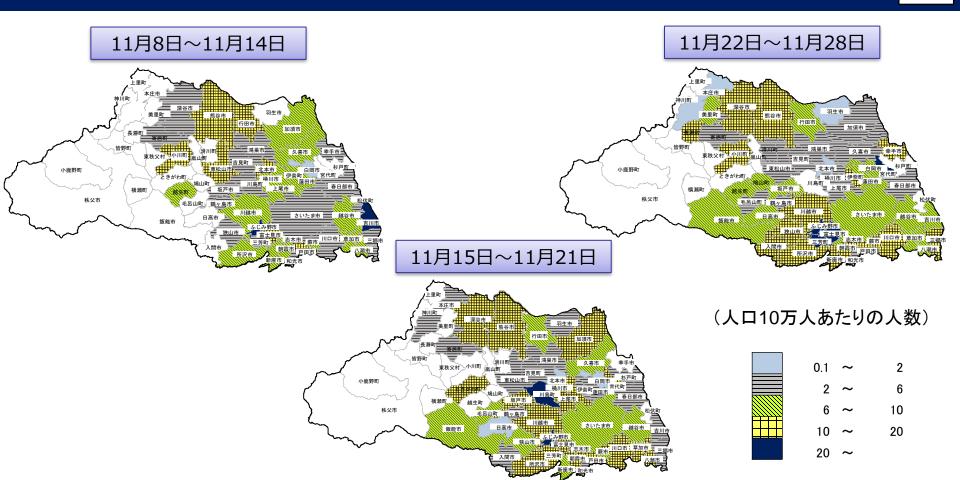


# 3週間の発生動向について(年齢別)

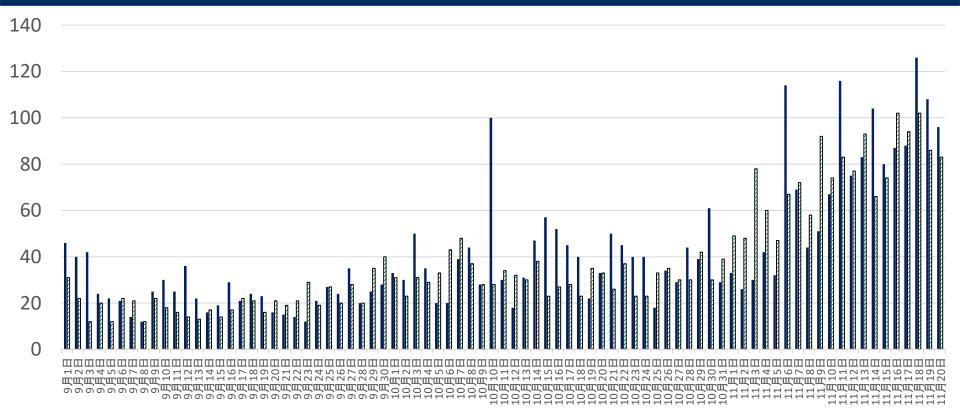


# 人口10万人あたりの新規陽性者数(1週間ごと)



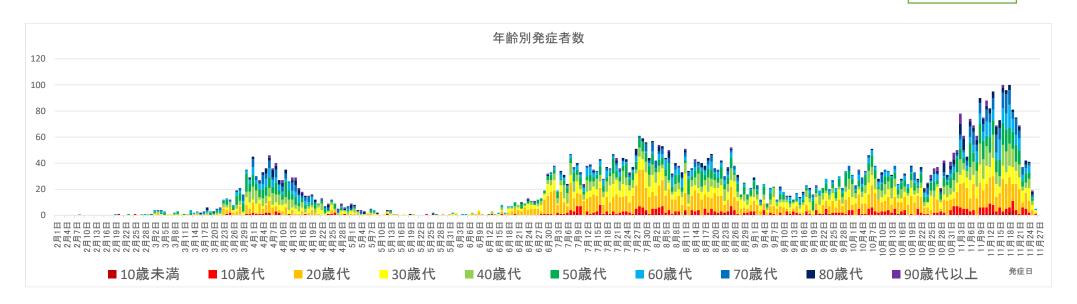


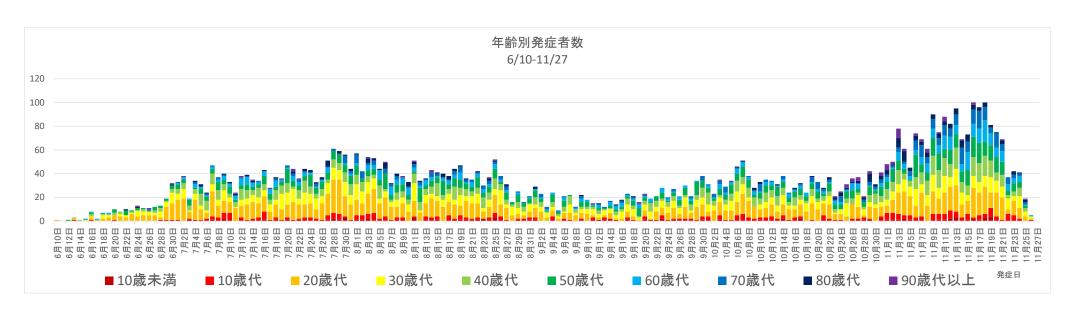
# 発表者数と発症者数の比較



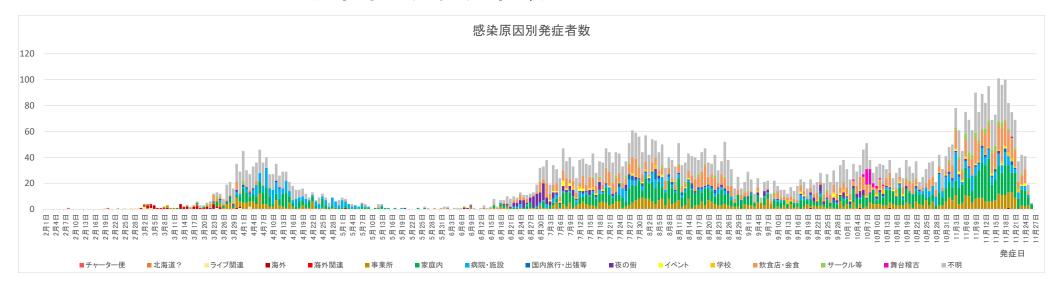
■発表者数 □発症者数

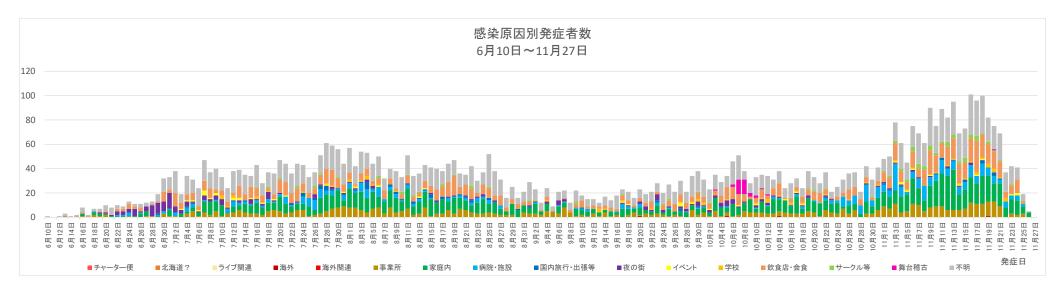
### 年齢別発症者数(発症日ベース)





### 感染原因別発症者数 (発症日ベース)





# 福祉施設クラスターへの対応

#### 福祉施設への戦術的介入の必要性

- ・10月下旬から福祉施設でクラスター が多発
- ・特に、重症化リスクが高く生命に関 わりかねない高齢者が入所する介護施 設を対象に重点的に対応

#### 通知発出

緊急対策 第1弾

令和2年11月11日、各施設に 感染拡大防止の留意点を通知

#### 緊急会議

緊急対策 第2弾

施設

での

徹底

令和2年11月25日、福祉施設関係 団体等を対象に、緊急会議を開催

#### 研修動画

令和2年11月26日、感染症専門家 による講義を動画で県HPに掲載し、 全ての施設に周知

#### クラスター分析による必要な対策

- ・入所者の健康チェックの徹底
- 早期検査の実施
- ・職員の感染防止の徹底
- ・体調不良の職員が休みやすい環境
- ・研修等により感染症予防の意識向上

### 高齢者入所施設 緊急一斉巡回

緊急対策 第3弾

目的

感染拡大防止対策が各施設で適切に講じられるよう徹底を図る。

対象

3 1 0 施設 特別養護老人ホーム 老人保健施設 125施設 有料老人ホーム 365施設

\*政令市、中核市にも所管施設 への一斉巡回を協力要請

サービス付き高齢者向け住宅 266施設

1.066施設(県所管施設)

11月27日(金)~12月25日(金)

《回職員

実施期間

県職員を中心とし、地元市町村にも同行協力を依頼。

内容

- ①(巡回前)全ての施設に研修動画の視聴を依頼
- ②チェックリストにより感染対策の確認及び研修動画の視聴確認
- ③福祉施設コロナ相談窓口、感染症対策補助金等の情報提供
- ④感染対策に必要な物資、ノウハウ等の困りごと相談

その他

- ・巡回によって施設にウイルスを持ち込むことのないよう十分に留意
- 大きな課題がある施設に対しては、別途、保健医療部と連携して指導

### 福祉施設専用 コロナ対策相談窓口

目的

県所管の福祉施設を対象に、入所者の検査・受診、施設内の感染対策などの 相談に対応する。

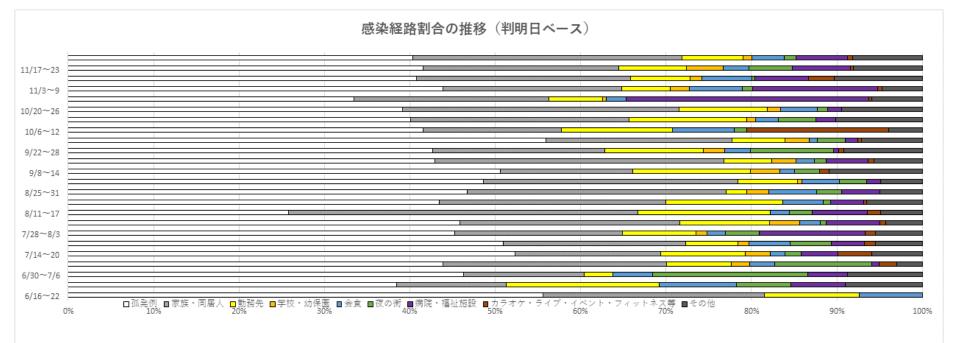
実施方法

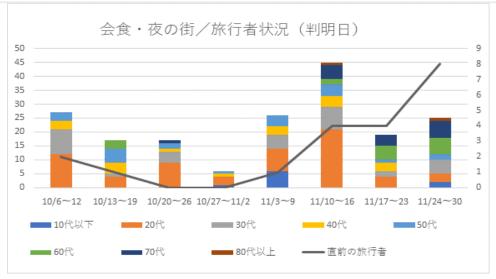
各福祉事務所に24時間緊急相談窓口を設置

\*必要に応じて、保健所や「介護施設への認定看護師派遣事業」等を紹介

#### 資料9

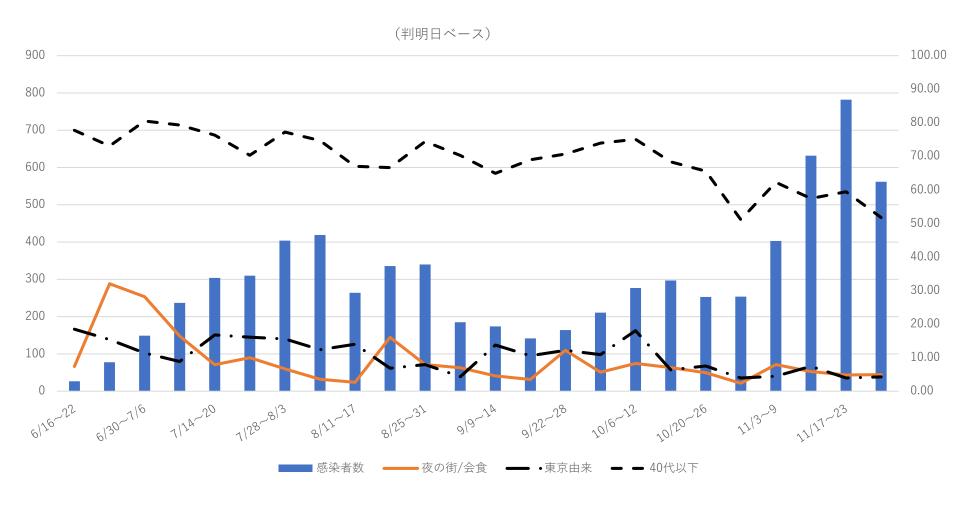
### 会食・夜の街の状況(第二波以降)





会食・夜の街の件数は感染経路が 判明している場合のみ。 旅行者とは、発症2週間前までに旅 行をしたと申告したものの人数で あり、旅行が感染経路になったか 否かが不明確なものを含む。

### 会食・夜の街関連(割合と件数)



	6/16~22	6/23	3~29 6/3	0~7/67/7~	13		7/21~27	7/28~8	/38/4~10	8/11~17	8/18~24	8/25~31	9/1~7	9/8~14	9/15~21	9/22~28	9/29~10/1	0/6~12	10/13~19	10/20~26	10/27~13	111/3~9	11/10~1611	/17~2311	./24~30
会食	2	2	7	7	7	5	15		9 10	6	16	19	8	3	3	5	2	20	8	11	6	25	37	23	21
夜の街	(	0	5	27	27	6	15	1	6 3	7	3	10	6	5	2	16	7	4	13	3	0	5	2	40	8

### 夜の街・会食関連の感染とGo To キャンペーンに対する県の考え方について

◎夜の街・会食関連の感染について

夜の街・会食関連での感染が疑われるケースの割合は増加していないが、絶対数は増加している。

◎Go To キャンペーンについて Go To Eatキャンペーンについて国の要請に基づき次のとおり取扱いを決定した。

本部会議	決定事項
11月18日(水)	<ul><li>・食事券・ポイントの利用は、原則として「4人以下(子ども・介助者は数えない)の単位(同居家族のみの場合はこの限りでない)」による飲食とする。</li><li>・11月21日(土)から</li></ul>
11月24日(火)	<ul><li>①12月1日(火)からの第2期分の予約を一時停止(新たな予約開始日は未定)</li><li>②・既発券分の食事券・既に獲得したポイントの利用の差し控えを要請・11月27日(金)から</li><li>※ 控えて頂くのは店内での飲食に対する利用で、テイクアウトやデリバリーについては従前のとおり食事券やポイントの利用は可能。</li></ul>

※ Go To トラベル事業については、地域共通クーポンの飲食店の利用をGo To Eat キャンペーン同様に 1 1 月 2 1 日 (土) から原則として「4人以下(子ども・介助者は数えない)の単位(同居家族のみの場合はこの限りでない)」による飲食とした。以降、地域共通クーポンに関する国からの要請等なし。

#### 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

令和2年11月30日

県内の新規陽性者数は今月に入り急増を続け、11月21日には過去最高となる173人となり、近隣都県においても同様の傾向となっています。

そこで、県内の感染状況を踏まえ、特措法第24条第9項に基づき以下のとおり協力を要請することについて御意見を伺います。

#### 1 要請の期間

12月4日(金)午前0時から12月17日(木)午後12時まで

#### 2 要請の内容

#### (1) 事業者への協力要請

内 容:営業時間の短縮

対 象:さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」

営業時間:午前5時から午後10時まで

#### (2) 県民への協力要請

営業時間の短縮を要請している、さいたま市大宮区、川口市、越谷市内の「酒類の提供を行う飲食店」及び「カラオケ店」の午後10時以降の利用回避

# 病床使用率の推移



### フェーズⅣの病床確保状況

#### 1. 病院内病床

(1) 既確保病床(フェーズⅢ)

1,015床

(2) 11月30日までに確保(フェーズⅣ) +177床

(1) + (2)

1, 192床

(3) 11月30日以降、順次確保

+40床 (5病院)

(1) + (2) + (3)

1,232床

※ 重症105床

2. 仮設の専用医療施設

+176床

※ 重症 7床

3. 合計(1+2)

1, 408床

※ 重症112床

### 新型コロナウイルス関連受入れ病床等の確保状況

1 疑い患者受入れ病床

230床

(45医療機関)

※日々の空床状況を「救急医療情報システム」に一覧表示(5/25~)

2 陽性患者受入れ病床

1, 408床

(73医療機関)

※各フェーズの病床確保計画を策定(7/10~)

3 転院患者受入れ病床

250床以上

(127医療機関)

※フェーズIVへの移行に伴い、コロナ陰性確認後患者の院内でのベッドコントロールが困難となってきているため、「転院支援システム」により、陰性確認後患者を受け入れる医療機関を同システムに一覧表示(11/30~)

## 分科会モニタリング指標他県比較

	医频	療提供体制などの負	荷	監視体制		感染の状況		
	病床のび病床ので	つ迫具合 うち重症者用病床	療養者数	PCR陽性率	新規報告数	直近1週間と 先週1週間の 比較	感染経路 不明割合	
ステージⅢの指標	①最大確保病床の 1/5(20%)以上 ②現時点の確保病 1/4(25%)以上		人口10万人当 たりの全療養者 数 15人以上	10%	1週間10万人 当たり 15人以上	直近1週間が先 週1週間より多 い	50%	
ステージIVの指標	①最大確保病床の 1/2(50%)以上	)占有率	25人以上		25人以上	(比率)		
本県	<ol> <li>44.6%</li> <li>61.5%</li> </ol>	<ol> <li>15.0%</li> <li>28.6%</li> </ol>	<u>17.8</u> (1,310人)	6.6% (11/28)	<b>10.2</b> (750人)	0.95	<b>39%</b> (11/22~11/28)	
北海道	<ol> <li>47.5%</li> <li>47.5%</li> </ol>	<ol> <li>14.3%</li> <li>14.3%</li> </ol>	<u>44.2</u>	7.4%	<u>29.6</u>	0.93	28%	
千葉県	<ol> <li>29.3%</li> <li>46.4%</li> </ol>	<ol> <li>5.6%</li> <li>9.9%</li> </ol>	12.4	7.7%	8.8	0.91	49%	
東京都	<ol> <li>39.5%</li> <li>59.6%</li> </ol>	<ol> <li>13.4%</li> <li>44.7%</li> </ol>	<u>29.4</u>	6.5%	<u>21.1</u>	0.99	<u>59%</u>	
神奈川県	<ol> <li>22.9%</li> <li>22.9%</li> </ol>	<ol> <li>32.0%</li> <li>32.0%</li> </ol>	14.3	7.6%	12.1	1.08	<u>55%</u>	
愛知県	<ol> <li>45.7%</li> <li>46.8%</li> </ol>	<ol> <li>21.5%</li> <li>37.1%</li> </ol>	<u>23.4</u>	9.7%	<u>15.7</u>	<u>1.06</u>	<u>55%</u>	
大阪府	<ol> <li>49.1%</li> <li>56.4%</li> </ol>	<ol> <li>51.2%</li> <li>53.4%</li> </ol>	<u>45.4</u>	<u>10.7%</u>	<u>26.8</u>	<u>1.06</u>	<u>63%</u>	

※各自治体HP等から最新値を取得(11/30 12時時点)

### 国が示すステージⅢで講ずべき施策と現在の県民・事業者への協力要請の内容(8月7日分科会提言)

資料14

O:実施済み、△:一部実施、×:未実施

		〇. 美胞族	fみ、△∶一部実施、×∶未実施 ┃				
対象	国が示すステージⅢで講ずべき施策	実施状況	現在の県民・事業者への協力要請	分類			
	ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等	0	業界ガイドラインに従った感染症対策が徹底されていない飲食店について施設の使用停止(11月26日午前0時から)				
事業者	イベント開催の見直し	Ο	(1)プロスポーツイベント等(全国的移動を伴うもの)ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。イイベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。 ・ 入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること・参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言し、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること(2)その他のイベントア国が示す目安に準じる。イ大規模イベントでは、イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。・国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること				
	人が集中する観光地の施設等における入場制限等	×					
	接触確認アプリの導入をイベントや企画旅行等の実施に当たって要件化	Δ	国及び県の接触確認アプリの導入促進	特措法			
	飲食店における人数制限	×					
	COCOA及び地域ごとの対策アプリの更なる周知及び普及促進の更なる強化	0	国及び県の接触確認アプリの導入促進	── 特措法			
	テレワーク等の更なる推進	0	テレワーク、時差出勤のさらなる推進	1411177			
			(その他協力要請)				
			彩の国「新しい生活様式」安心宣言の早期策定				
			クラスター発生時における施設の従業員のPCR検査受検				
			年末年始の行事等における感染防止策の呼びかけ				
	夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の要請	Δ	夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避	— — — 般			
	飲食店における人数制限	0	大人数での会食、飲み会は自粛	1,52			
	若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底	×					
	ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 重症化しやすい人(高齢者など):3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 中年:職場での感染予防徹底、宴会等の自粛 若者:クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等の自粛 医療従事者・介護労働者:リスクの高い場所に行かない	0	密閉・密集・密接の「3つの密」の回避 大人数での会食、飲み会は自粛	一般			
			(その他協力要請)				
県民			発熱の症状があるなど体調の悪い人の外出自粛(医療機関への受診等を除く)				
<b>宗</b> 氏			彩の国「新しい生活様式」安心宣言及び業界のガイドラインを活用し、感染症対策を徹底	── 特措法			
			国及び県の接触確認アプリの活用	141日77			
			テレワーク、時差出勤のさらなる推進				
			高齢者や基礎疾患がある方の都内への不要不急の外出自粛				
			特に65歳以上の方などは、早めにインフルエンザの予防接種を受けて				
			こまめな手洗い、手指の消毒				
			外出時などのマスク着用	— — 般			
			対面を避けた配席、一定の間隔を確保	川又			
			お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて				
			クラスタ一発生時における施設の利用者のPCR検査受検				
			年末年始の行事等における感染防止策の呼びかけ				

### 分科会が提言するステージⅢ相当の対策が必要な地域における措置と現在の県民・事業者への協力要請の内容(11月25日分科会提言)

### 〇:実施済み、Δ:一部実施、×:未実施

対象	分科会が提言するステージⅢ相当の対策が必要な地域における措置	実施状況	現在の県民・事業者への協力要請	分類	
	酒類を提供する飲食店における営業時間の短縮要請	×			
	テレワークなど在宅勤務の推進	0	テレワーク、時差出勤のさらなる推進	特措法	
	Go To Travel事業の一時停止				
	Go To Eat事業の運用見直し	0	・12月1日からの第2期分の予約は一時停止 ・当面の間、食事券・ポイントの利用は差し控えて	一般	
事業者	イベントの開催制限の変更	0	(1)プロスポーツイベント等(全国的移動を伴うもの) ア 参加人数及び収容率は、国が示す目安を上限とする。 イ イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。 ・ 入退場時の状況や観客輸送なども含め感染防止対策について検証しながら、段階的に参加人数を引き上げること ・ 参加人数及び感染防止対策を対外的に宣言し、開催結果を検証の上、改善や見直しの内容等を発表すること ・ 国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること (2)その他のイベント ア 国が示す目安に準じる。 イ 大規模イベントでは、イベント主催者及び施設管理者に対し、次のことを求める。 ・ 国及び県の接触確認アプリを必ず導入すること	特措法	
	変間の遊興や酒類を提供する飲食店の利用の自粛 ただし、仕事・授業・受診等、感染拡大リスクの低い活動を制限する必要はない		夜の繁華街に限らず、感染症対策が十分にとられていない施設の利用回避	—— — 般	
	ステージⅢ相当の対策が必要となる地域とそれ以外の地域との間の、必要な感染防止 対策が行われない往来はなるべく控える		高齢者や基礎疾患がある方の都内への不要不急の外出自粛	<b>川文</b>	
県民	テレワークなど在宅勤務の推進	0	テレワーク、時差出勤のさらなる推進	特措法	
	Go To Travel事業の一時停止	_			
	Go To Eat事業の運用見直し	0	・12月1日からの第2期分の予約は一時停止 ・当面の間、食事券・ポイントの利用は差し控えて	一般	

# 家庭内における感染対策①

### 家庭内感染予防のためにできること

(1) 家庭内に感染が疑われる人がいない場合

### ① 帰宅したら すぐに手洗い

家庭内にウイルスを 持ち込まないため、帰 宅したら真っ先に手を 洗いましょう。



### ② スマホを ふきましょう

携帯やスマートフォン は汚れています。帰宅 したら除菌シートなどで 拭きましょう。



# ③ 唾や飛沫を 飛ばさない会話

会話の際には、お互いに唾や飛沫を飛ばし合わないよう気を付けましょう。



### ④ トイレは蓋を しめてから流す

排泄物の飛沫が飛ばないよう、トイレは蓋を閉めてから流しましょう。



### 5 適切なタイミング の手洗い・消毒

食事、調理の前、トイレの後など、適切なタイミングで手洗い・消毒を行いましょう。



# 家庭内における感染対策②

### 家庭内感染予防のためにできること

(2) 家庭内に感染が疑われる人がいる場合

### 部屋を分けましょう

- 食事や寝る時も別室。
- 本人は極力部屋を出ないようにしましょう。

### ② お世話は限られた方で

基礎疾患がある方や、妊婦の方がお世話をするのは避けましょう。

### ③ マスクをつけましょう

- 使用したマスクは他の部屋に 持ち出さないように。
- 使用したマスクの 表面には触れない ようにしましょう。
- 外した後は忘れず に手洗いを。

### ④ こまめに手洗い

- こまめに石鹼で手を洗い、ア ルコール消毒をしましょう。
- 洗っていない手で 目や鼻、口を 触らないように しましょう。



### ⑤ 換気をしましょう

- 定期的に換気してください。
- 共有スペースや他の部屋 も窓を開け放し にするなど換気

しましょう。



### ⑥ 触れた部分を消毒

- ・ 共用部分(ドアノブ、ベッド柵 など)は、薄めた家庭用塩素 系漂白剤で拭いた後水拭き。
- トイレや洗面所は 家庭用消毒剤で こまめに消毒 しましょう。



### ⑦ リネン・衣類を洗濯

- 体液で汚れた衣服、リネンを 取扱うときは、手袋とマスクを つけましょう。
- 家庭用洗剤で 洗濯した後、 完全に乾かし ましょう。

### ⑧ ゴミは密閉して捨てる

- 鼻をかんだティッシュはすぐ にビニール袋に入れましょう。
- 室外に出すときは 密閉して捨ててください。

